

株式会社カインドケア 虐待防止委員会 指針

株式会社カインドケア（以下「法人」という）が実施する事業におけるご利用者（以下「利用者」という）への虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の人間としての権利を擁護し、利用者やその代弁者を支援する（以下「権利擁護」という）ことを目的に、虐待の防止と共に虐待の早期発見・早期対応に努めるよう本指針を定める。

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の理念に基づき、虐待の防止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1）身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会を一元化し、虐待防止委員会として設置する。

（2）具体的な協議内容

- ①「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- ②「虐待早期発見チェックリスト」に従い、必要あるごとに調査を実施する。
- ③虐待または身体拘束廃止に関する職員全体への研修または指導に関する事。
- ④虐待について職員が、相談・報告が出来る風通しの良い職場づくりの整備。
- ⑤区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事。
- ⑥委員会は審議の結果をすべての職員に周知徹底する。

3. 虐待防止委員会の開催

1年に1回以上開催(必要時・委員長が招集した場合は随時)

4. 虐待防止委員会(身体拘束適正化委員)の構成員

管理者・サービス提供責任者・常勤ヘルパー

居宅支援専門員・事務（全職員）

5、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①虐待防止に係る研修を年 1 回以上（外部研修参加も可）実施
- ②登録ヘルパーに虐待防止に係る研修を年 1 回以上実施。
- ③新規採用時には必ず実施する。
- ④研修の実施内容については、実施議事録、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。
- ⑤権利擁護及び高齢者・障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

6、成年後見制度の利用者支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度についての情報を提供し、必要に応じて利用者住所地の管轄：地域包括支援センター・社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7、虐待等発生時の対応に関する基本方針

（1）虐待防止委員会の開催

- ① 委員会は虐待防止に関する協議事項が生じた都度に随時開催する。
- ② 会の開催の必要がある時は、委員長が招集し開催する。

8、虐待等発生時の相談・報告の体制に関する基本方針

- 1) 虐待等が発生した場合は、速やかに区・包括支援センターに報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
- 2) 緊急性の高い事案の場合は、区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を最優先する。

≪通報先≫

高齢者：住所地に応じた長寿(地域包括支援)サポートセンター
：地域ケア推進課権利擁護係（江東区）03-3647-4324
障害者：障害者虐待防止センター（江東区）03-3647-8003
その他：担当介護支援専門員、担当ケースワーカー等

10、虐待等発生時の相談・報告の体制に関する基本方針

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ② 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。

- ③ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止責任者に報告し委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- ④ 事業所内における高齢者虐待および障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努める。
- ⑤ 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明をおこなう。
- ⑥ 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県の高齢者虐待への対応と擁護者支援について（厚生労働省老健局）を参考に対応することとする。

11、通報義務について

- ③ 虐待が発生した・虐待に繋がる恐れがある、と考えられる場合は、速やかに区市町村に報告する。
 - ・利用者の住まう地域の地域包括支援センター(別紙一覧表)
 - ・江東区虐待防止センター 03-3647-8003

12、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員、利用者・児及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事業所内に貼り出すこととする。

13、その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4、に定める研修会のほか、地域包括支援センターや、東京都福祉保健局や東京都福祉保健財団により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研磨を図ります。